○関東地方整備局告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第二百十九号野田都市計画都市高速鉄道事業第一号線

三　事業施行期間　自平成二十年三月三十一日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　三百五十七号　横浜市中区錦町十五番七から同市中区千鳥町三九〇番四まで　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月一日

○関東地方整備局告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　百二十七号　南房総市富浦町豊岡字久保九五八番一から同市富浦町豊岡字坂本八七七番一まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月一日

○関東地方整備局告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　三百五十七号　船橋市日の出町二丁目一五番六から同市栄町二丁目二七三〇番一〇五九まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月一日

○関東地方整備局告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　十五号　東京都大田区大森中一丁目二六四一番二から同区大森中一丁目二六四二番一まで　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月一日

○関東地方整備局告示第百六十三号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都港区東新橋二丁目六〇〇番から同区東新橋二丁目一番二まで	前	三五・九四～四一・五三メートル	〇・〇六二キロメートル
	後	三五・九四～五〇・八六メートル	〇・〇六二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所